

通学路における除染手法の検討について

1 現 状

- 市除染実施計画においては、通学路は、小中学校及び保育園等と並び除染作業優先順位の上位に挙げている。
- 本市の除染作業は、仮置場が確保できていないことから、作業に伴い発生する汚染土壌等について、各施設の敷地内で埋設保管することで実施している。
- 通学路については、埋設保管場所が確保できないことから、これまで作業が実施できていない状況である。

2 今後の対応

- 今般、環境省と協議を重ねてきたところ、他施設と一緒に通学路の除染を行い、通学路除染で発生した汚染土壌等を一緒に除染を行った施設に埋設保管することについて了解を得た。
- 先行事例としても日光市において、通学路とその区域内の公園の除染を一緒に行い、埋設保管することで進めることが報道等で示されている。
- 本市では、大規模な公園については概ね除染作業が終了していること、また、小中学校においては表土除去は実施済みであるが、今後、学校敷地内のホットスポット除染に着手する計画があることから、この小中学校のホットスポット除染とあわせて通学路除染を実施し、埋設保管場所は小中学校の敷地内に確保することとしたい。

3 課 題

通学路除染の実施にあたっては、以下の課題が考えられることから、今後、計画の詳細について関係各課で協議を行う。

- (1) 通学路としての除染範囲。
- (2) 除染作業で発生した汚染土壌等を各小中学校の敷地内に埋設保管することについて、PTA等への十分な説明の必要。
- (3) 埋設する汚染土壌等に応じた敷地の確保。